

◆ あなたの歌声を披露しませんか

芭蕉祭市民合唱団・子ども合唱団参加者募集

【問い合わせ】文化交流課
☎ 22-9621 FAX 22-9619

【芭蕉祭式典日時】

10月12日(金) 午前9時25分～11時30分

【式典開催場所】

上野公園内俳聖殿前広場

●芭蕉祭市民合唱団

【出演時間】 午前9時50分頃～11時30分

【対象者】 練習・式典に参加できる人

【曲目】 『芭蕉翁讃歌』『芭蕉』『奥の細道』『芭蕉さん』の4曲

【練習日時】 9月29日(土)、10月8日(月・祝)
午後7時30分～9時30分

【練習場所】 ハイトピア伊賀 5階多目的小研修室



●芭蕉祭子ども合唱団

【出演時間】 午前9時30分頃～(約10分間)

【対象者】

小学校3～6年生で練習・式典に参加できる人

【募集人数】 30人 ※先着順

【曲目】 『芭蕉さん』

【練習日時】

9月22日(土)、10月6日(土)
午後1時30分～3時

【練習場所】

上野西小学校 多目的ホール

【申込方法】 電話・ファックス・Eメール

※ファックス・Eメールの場合は、氏名、電話番号、市民・子ども合唱団への参加経験の有無を記載してください。

【申込先・問い合わせ】

文化交流課 ☎bunka@city.iga.lg.jp

◆ 日常生活に介護が必要な人に

特別障害者手当・障害児福祉手当

【問い合わせ】障がい福祉課
☎ 22-9656 FAX 22-9662

●特別障害者手当

【対象者】 20歳以上で、身体または知的・精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の人

※次に該当する場合は支給しません。

- ①施設に入所しているとき
- ②病院や診療所に3カ月以上継続して入院しているとき
- ③本人とその配偶者、または扶養義務者に一定額以上の所得があるとき

●障害児福祉手当

【対象者】 20歳未満で、身体または知的・精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする人

※次に該当する場合は支給しません。

- ①障がいを支給事由とする年金を受けているとき
- ②施設に入所しているとき
- ③本人とその扶養義務者に一定額以上の所得があるとき

《認定を受けるには・・・》

これらの手当は、本人（障がい児の場合は保護者）からの請求により認定されます。障がいの状態については、指定の診断書などを提出していただき審査を行います。

～現況届の提出が必要です～

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給している人は、受給資格確認のために現況届（所得状況届を含む。）の提出が必要です。

必要書類を送付しますので、必ず提出してください。

期日までに提出がないと、受給資格があっても引続き手当を受けることができなくなる場合があります。

【提出期間】 8月10日(金)～9月11日(火)

※土・日曜日、祝日を除く。

【提出先】 障がい福祉課・各支所住民福祉課

◆家電リサイクル法により、リサイクルが義務付けられています

家電4品目(テレビ・冷蔵庫など)の出し方

【問い合わせ】 廃棄物対策課
☎ 20-1050 FAX 20-2575

家電4品目とは、家庭用の「エアコン」「テレビ」「冷蔵庫・冷凍庫」「洗濯機・衣類乾燥機」のことで、これらは家電リサイクル法により、消費者がリサイクル料金を負担することや、メーカーなどに引き取りとリサイクルが義務付けられています。次のいずれかの方法(有料)で処分してください。

| 処分方法 | 依頼・持込先 | 手続きなど |
|--------------------------------------|-------------------------------|--|
| 購入した家電小売店がわかる、買い替える場合 | 家電小売店(販売店) | 購入した店、または買い替えをする販売店にご相談ください。 |
| 購入した家電小売店がわからない、近くにない、既にある場合 | 家電4品目を扱っている小売店 | 家電小売店または家電回収協力店(三重県電器商業組合伊賀支部の協定店15店)にご相談ください。 ※協定店名は市ホームページをご覧ください。 ※協定店名は販売した小売店でないため、引き取り義務はありません。 |
| | 家電回収協力店 | |
| 指定引取場所に直接持ち込む場合 | 指定引取場所 ※営業日をご確認ください。 | 郵便局(ゆうちょ銀行)で「家電リサイクル券」を購入し、券とともに製品を持ち込んでください。 【指定引取場所】 滋賀近交運輸倉庫(株)三重支店第二倉庫 伊賀市小田町1751番地の5 ☎ 22-1321 |
| 伊賀南部クリーンセンターに直接持ち込む場合 ※青山支所管内の人のみ | 伊賀南部クリーンセンター ※営業日をご確認ください。 | 郵便局(ゆうちょ銀行)で「家電リサイクル券」を購入し、券とともに製品を持ち込んでください。別途収集運搬料金として、1点につき2,000円の「特定家庭用機器搬送券」が必要です。 ※詳しくは、伊賀南部クリーンセンター(☎ 53-1120)へお問い合わせください。 |

○廃家電(家電4品目)を引き取ってもらうには、「リサイクル料金」と「収集運搬料金」を支払う必要があり、リサイクル料金はメーカーごとに、収集運搬料金は小売店ごとに異なります。

○リサイクル料金については、(一財)家電製品協会 家電リサイクル券センター(☎ 0120-319640)へお問い合わせください。

◆明るく住みよいまちをつくるために

部落問題(差別)を正しく知ろう(第4回)

【問い合わせ】 人権政策課
☎ 47-1286 FAX 47-1288

今回は、被差別部落の人たちのかつての暮らしから部落差別について考えてみたいと思います。

被差別部落の人たちは社会の底辺の身分であったと考えている人も多いと思いますが、実は「下」ではなく社会の「外」に置かれた存在でした。

一方で、被差別部落の人たちは死牛馬から皮革の製造、町や村の警備、犯罪者の捕縛や刑を執行する役、城や寺社の清掃など社会にとって不可欠な仕事を担っていたため、権力によって支配され社会に組み入れられたという矛盾する側面もありました。そのため、被差別部落外の町人と接触する機会も多くありましたが、社会の「外」に置かれていたため、「得体の知れない人たち」「死んだ牛や馬を扱う恐い人たち」という感覚で差別されていたと考えられています。

また、被差別部落の人たちの中には、能の大成者と

して有名な観阿弥・世阿弥のように芸能を営む人や、日本の文化を代表する庭園をてがけた庭師など芸術面に深く貢献した人のほか、一万石の大名に匹敵するような権力を持っていた人など、社会から排除されながらも社会に大きな影響を与えた人たちもいました。

社会は多様な人が集まり、それぞれが役割を果たすことで成り立っています。また、多様な人が個人の能力を発揮することで、今の社会を築いてきました。それは昔も今も変わりません。

その中で特定の人を排除することは、あまりに無意味なことではないでしょうか。

